

## 国保連合会における一次審査と市町村等における二次審査

○ 審査支払事務の見直しによる国保連合会の一次審査と市町村等の二次審査の概要は、以下のとおり。  
【改正法施行以前】



【改正法施行以降】



○ 審査支払事務の見直しにより、国保連合会にて新たに実施する内容は、以下のとおり。

実施項目	国保連合会にて新たに実施する内容
「警告」から「エラー(返戻)」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例：同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。

#### 4. 『一次審査処理結果票(事業所)』について(旧:点検処理結果票(事業所))

##### (2) 帳票のレイアウト

(ID:R11002)  
障害者総合支援

**一次審査処理結果票**

平成30年 6月10日 1頁  
〇〇国民健康保険団体連合会

平成30年 6月受付分

到達番号 201806100000000000 入力ファイル名 20180610000.csv

障害福祉サービス費

エラー・警告件数  
3件

事業所番号 1310000011 事業所名 事業所A

種別※1 / コード	エラー内容※2	項目値1	項目値2	補足1	補足2
サービス 提供年月	市町村番号 情報1 / サービス種類※3 / レコード 受給者証番号 情報2 / サービス種類※3 / レコード	項目名称1	項目名称2		
明 PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています				
平成30年 4月	131016 請求明細書 22 明細 決定サービスコード	221000		生活介護基本決定	
	1300000200				
明 PP14	※支給量：請求明細書のサービス提供量(利用日数)が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています				
平成30年 4月	131016 請求明細書 22 明細 決定サービスコード	221000		生活介護基本決定	
	1300000200				
明 PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています				
平成30年 4月	131016 請求明細書 22 集計 サービス種類コード	22		生活介護	
	1300000200				

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄(先頭1桁)「※：警告」、「▲：警告(重度)」、「★：警告(エラー移行対象)」、「記号無し：エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

1. 帳票タイトルの変更

2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動

3. 見出しの変更

4. 様式名称の出力

5. サービス種類コード等の追加

9. レコード種別名称による並び順変更

6. 補足の追加

7. 出力項目の情報の追加

8. 明細の出力順変更

10. 1ページに表示する明細行数の変更

11. 改ページ単位の変更

## 国保連審査の強化について

### ・ 障害福祉サービス

平成30年3月31日以前・・・支払に関する事務を委託

平成30年4月 1日以降・・・審査及び支払に関する事務を委託

### ・ 地域生活支援

現在・・・支払に関する事務を委託

## 1 警告→返戻（エラー）への段階的な移行

事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、警告から返戻（エラー）に移行されます。

令和元年11月審査より警告から返戻（エラー）に移行されたエラーコードについては、別添資料1をご覧ください。

令和2年度においては、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、警告から返戻（エラー）への移行が行われる予定とのことですのでご注意ください。

### （請求に関する用語）

正常・・・受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報

警告・・・機械的に判断がつかないもの

返戻（エラー）・・・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

### （国保連による一次審査）

①受付審査・・・請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合

②資格審査・・・受給者台帳と突合

③支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックが実施されます。

①→②→③の順に審査が行われ、受付審査で返戻（エラー）が出た場合には資格審査及び支給量審査は行っていないため、体制等による不突合の解消をした場合に、次の資格審査で返戻（エラー）となる可能性もあります。（この取扱いについては、以前から変更ございません。）

## 2 国保連の一次審査及び市町村の二次審査について

### 【国保連の一次審査】

- ※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）、記号なし：エラー
- ・毎月10日で事業所の請求が締切りとなり、11日に一次審査（機械審査）を実施。
- ・エラーとなれば、10%以上と100万円以上はシステム上でエラーリストを送付。また、100%（全件）と100万円以上は国保連から事業所へ電話連絡を行う。

### 【市町村の二次審査】

- ・毎月概ね20～25日の午前中までに実施。
- ・国保連の一次審査結果を基に、※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）について確認。（そのため、事業所においても「一次審査処理結果票」の確認をお願いします。）
- ・市では警告について確認し、請求誤り及び算定要件の確認ができないもの等に関しては、返戻する旨を事業所へ電話連絡しています。
- ・市が返戻としたものは、「SAO1…事業者の請求誤り」と表示されますので、「一次審査処理結果票」の警告内容を確認し、再請求を行ってください。**その際は、過誤申立書は不要です。**

### 【返戻と過誤の違い】

- ・返戻：請求が通っていないもの
- ・過誤：請求が通っている請求を取り下げるもの

### 3 警告内容について

#### 【利用者負担額の警告 例】

- ・ PQ20…▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています
- ・ EG26…▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
- ・ PP12…※支給量：管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致

PQ20 については、上限額管理事業所の登録がある場合は請求誤りの可能性があり、上限額管理事業所の登録がない場合は、利用者が高額障害福祉サービスの償還払いの対象となります。上限額管理事業所として登録する場合は、各区保健福祉センター高齢障害支援課へ相談の上、書類を提出してください。

※利用者負担額が変更される場合もありますので、受給者証の確認をお願いします。

#### ～お願い～

請求内容の確認や返戻等について、毎月 20～25 日頃に市から事業所あてに問合せを行っておりますが、連絡が取れない場合でも、明らかな誤りや算定要件の確認ができないときは、返戻となる場合がありますので、引き続きご協力をお願いいたします。

### 4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

別添資料 2（厚生労働省主管課長会議資料）をご覧ください。

添付資料掲載場所（国保中央会のHP）

<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>